

「KAIKA アクション宣言」 応募要領

1. 「KAIKA アクション宣言」制度とは

社会や経済が成熟化し、価値観の多様化・多様化が進む中、社会とつながりながら、人や組織の能力が花開き、継続的に価値を創造していくことが求められています。

日本能率協会では、「個人の成長」「組織の活性化」「組織の社会性・つながり」の3つを同時実現することで、新しい価値を生み出すという経営・組織づくりの考え方を、「KAIKA（開花・開化）」と提唱しています。

こうした KAIKA の考え方を広く社会や産業界に普及するとともに、各組織での KAIKA の継続的な実践をサポートすることを目的として、KAIKA の考えに共感いただき、その実現に向けた取り組みを継続されている企業・団体等を「KAIKA アクション宣言」組織として認定する制度を設置します。

2. 認定基準

下記の基準に合致する企業・団体等を「KAIKA アクション宣言」組織として認定します。

- ① KAIKA の考え方を理解し、共感している。
- ② 組織の KAIKA に向けた活動を行っている。
- ③ その活動を継続することによって、KAIKA モデルにおける「個人の成長」「組織の活性化」「組織の社会性」が同時実現し、組織が KAIKA することが期待される。
- ④ （KAIKA Awards に応募していない組織の場合）その活動を継続し、一定の成果が見られた時点で、KAIKA Awards へ応募する意欲がある。
- ⑤ コンプライアンスを遵守し、過去3年以内に重大な法令違反や労働災害を起こしていない。また、厚生労働省が公表している「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に該当していない。

3. 認定方法

「KAIKA アクション宣言」組織は、以下のプロセスによって認定します。

- ① 「KAIKA アクション宣言」への応募申請 <登録フォームへの入力>
- ② 応募ご担当者による KAIKA 度診断セルフチェックの受診
- ③ ①・②をもとに事務局にて、ご応募内容を確認
- ④ 応募ご担当者へのヒアリング
- ⑤ 事務局からの③・④に関する報告をもとに、KAIKA アワード審査委員会にて承認
- ⑥ 「KAIKA アクション宣言」認定証の発行（以下、6. 参照）

※ 応募登録申請は随時、受付をいたします。直近の KAIKA アワード審査委員会で承認され次第、認定となります。

※ KAIKA Awards への応募組織（PJT 含む）については、上記②～⑤をアワードの説明資料提出、審査プロセスをもって代替します。

4. 認定組織の公表

「KAIKA アクション宣言」組織として認定された企業・団体等は、日本能率協会によるプレスリリースを通じて発表するとともに、小会ホームページ(<https://kaikaproject.net/>)や刊行物等を通じて、組織名や活動概要を公表します。

5. コミュニティへの参加

「KAIKA アクション宣言」組織として認定された企業・団体等における活動推進担当者などの関係者には、KAIKA の普及に関するセミナーや講演会等のイベントに参加し、他組織の実践者との交流を深めていただくことを奨励します。

6. 認定費用

「KAIKA アクション宣言」への応募・認定、ならびに小会ホームページや新聞・雑誌等を通じた公表にかかる費用は、すべて無料です。

なお、上記5.に記載のコミュニティ活動の一部は有料の場合がございます（ご参加は任意です）。

7. 認定の更新・取り消し

最初の認定から1年超が経過した「KAIKA アクション宣言」組織には、毎年、活動の進捗や成果の状況を事務局にご報告いただき、引き続き認定基準に合致していると認められる場合に、認定を更新するものとします。

更新時期は、原則として毎年1月とします（12月頃に更新のご意向を確認します）。

更新いただいた場合、新たな年度が記載された認定証を発行します。

基準に合致していないと判断される事象が確認された場合には、認定を取り消すことがあります。

以上

2019年12月1日制定

2021年3月1日改訂